

日本の健診（検診）制度の概要

全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施するとともに、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠・小学校就学前
（乳幼児等）

母子保健法	<p>【対象者】 乳幼児、妊産婦</p> <p>【実施主体】 市町村 <1歳6か月児健診と3歳児健診は義務。妊婦健診、産婦健診は勸奨義務></p> <p>【費用負担】 ○乳幼児健診（1歳6か月児健診、3歳児健診）：国は地方交付税措置（自己負担なし） ○妊婦健診：国は地方交付税措置（自己負担なし。ただし市町村における費用負担額を超える部分は自己負担あり） ○産婦健診：国は1/2を補助（自己負担なし。ただし補助基準額（1回あたり5千円）を超える部分は自己負担あり）</p>
--------------	--

生徒等
児童

学校保健安全法	<p>【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童</p> <p>【実施主体】 学校（幼稚園から大学までを含む）<義務></p> <p>【費用負担】 就学時健診：市町村の教育委員会負担、在学中の検診：学校の設置者負担（国は地方交付税措置など。自己負担なし）</p>
----------------	---

39歳

医療保険の被保険者・被扶養者	労働者	その他
----------------	-----	-----

<p>医療保険各法（健康保険法、国民健康保険法等）</p> <p>【対象者】 医療保険の被保険者・被扶養者（～39歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 <努力義務></p> <p>【費用負担】 補助なし（自己負担は保険者の判断）</p>	<p>労働安全衛生法</p> <p>【対象者】 常時使用する労働者 ※労働者も受診義務</p> <p>【実施主体】 事業者 <事業主義務></p> <p>【費用負担】 事業者が全額負担 ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施</p>	<p>健康増進法</p> <p>【対象者】 住民（生活保護受給者等を含む）</p> <p>【実施主体】 市町村 <努力義務></p> <p>【種類】 ○健康診査・保健指導（高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対するもの） ○歯周疾患検診 ・ 骨粗鬆症検診 ○がん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん） ○肝炎ウイルス検診</p> <p>【費用負担】 ○健康診査等（自己負担は市町村の判断） ・ 政令市：国は1/3補助 ・ その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</p> <p>○がん検診：国は地方交付税措置（自己負担は市町村の判断。ただし、子宮頸がん検診（20歳～）と乳がん検診（40歳～）は国の補助により初年度対象者の自己負担なし）</p> <p>○肝炎ウイルス検診（自己負担は市町村の判断。ただし、40歳以上で5歳刻みの年齢層は国の補助により自己負担なし） ・ 政令市：国は1/3補助 ・ その他市町村：県の補助額に対し国は1/2補助</p>
---	--	--

特定健診（メタボ健診）

40歳～74歳

<p>高齢者医療確保法</p> <p>【対象者】 医療保険の加入者（40～74歳）</p> <p>【実施主体】 保険者 <義務></p> <p>【費用負担】 ・ 市町村国保：国は1/3、県は1/3を補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定） ・ その他保険者：健保組合・協会けんぽ・国保組合には国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断。補助基準単価は自己負担3割を除いた額を基に設定）</p>	<p>※ 労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能</p>
--	---

75歳～

<p>高齢者医療確保法</p> <p>【対象者】 被保険者（75歳～）</p> <p>【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 <努力義務></p> <p>【費用負担】 国は予算の範囲内で補助（自己負担は保険者の判断）</p>
--

※上記の他、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、**がん検診を保険者や事業主が任意で実施・助成することがある。**

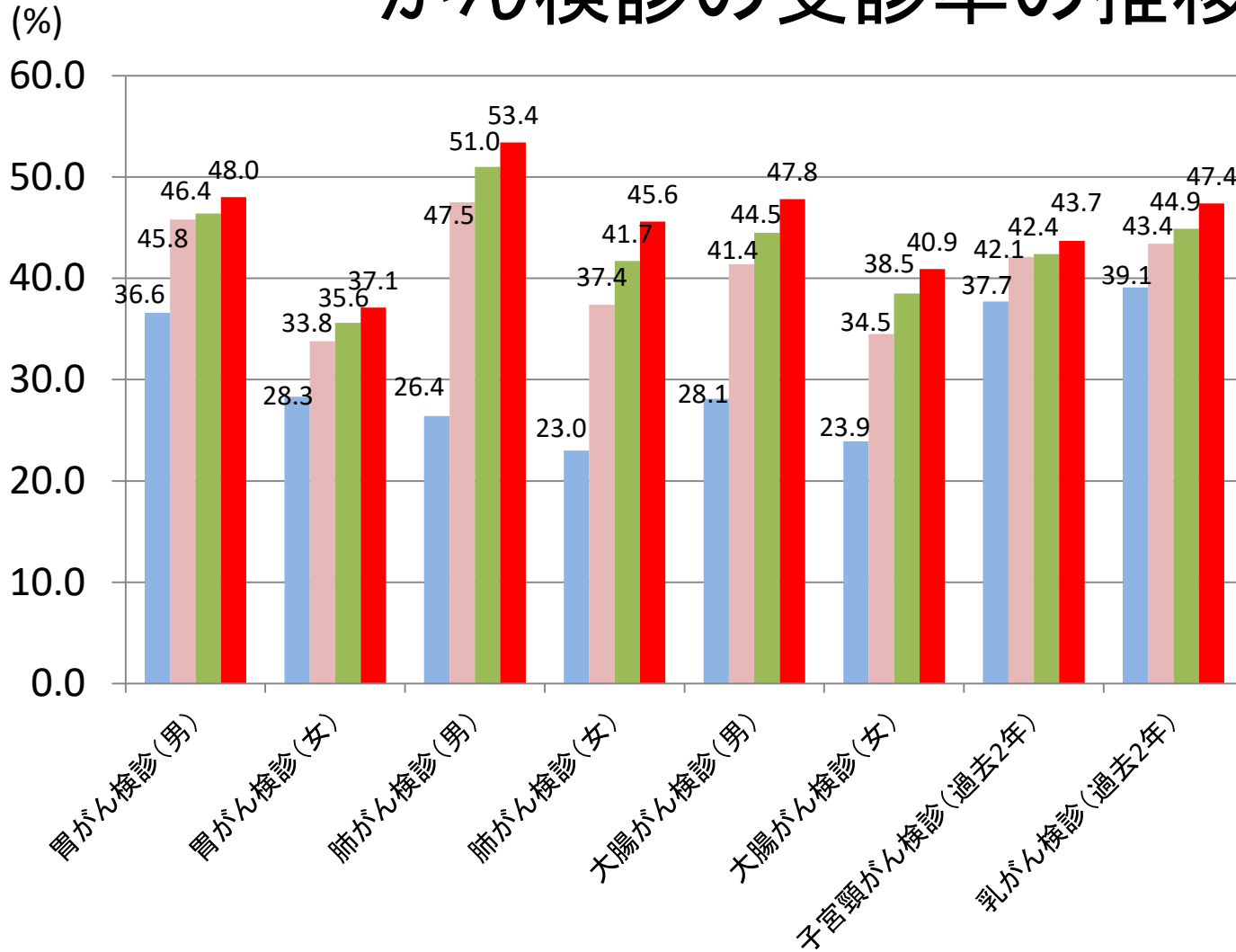
市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添)を定め、
市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

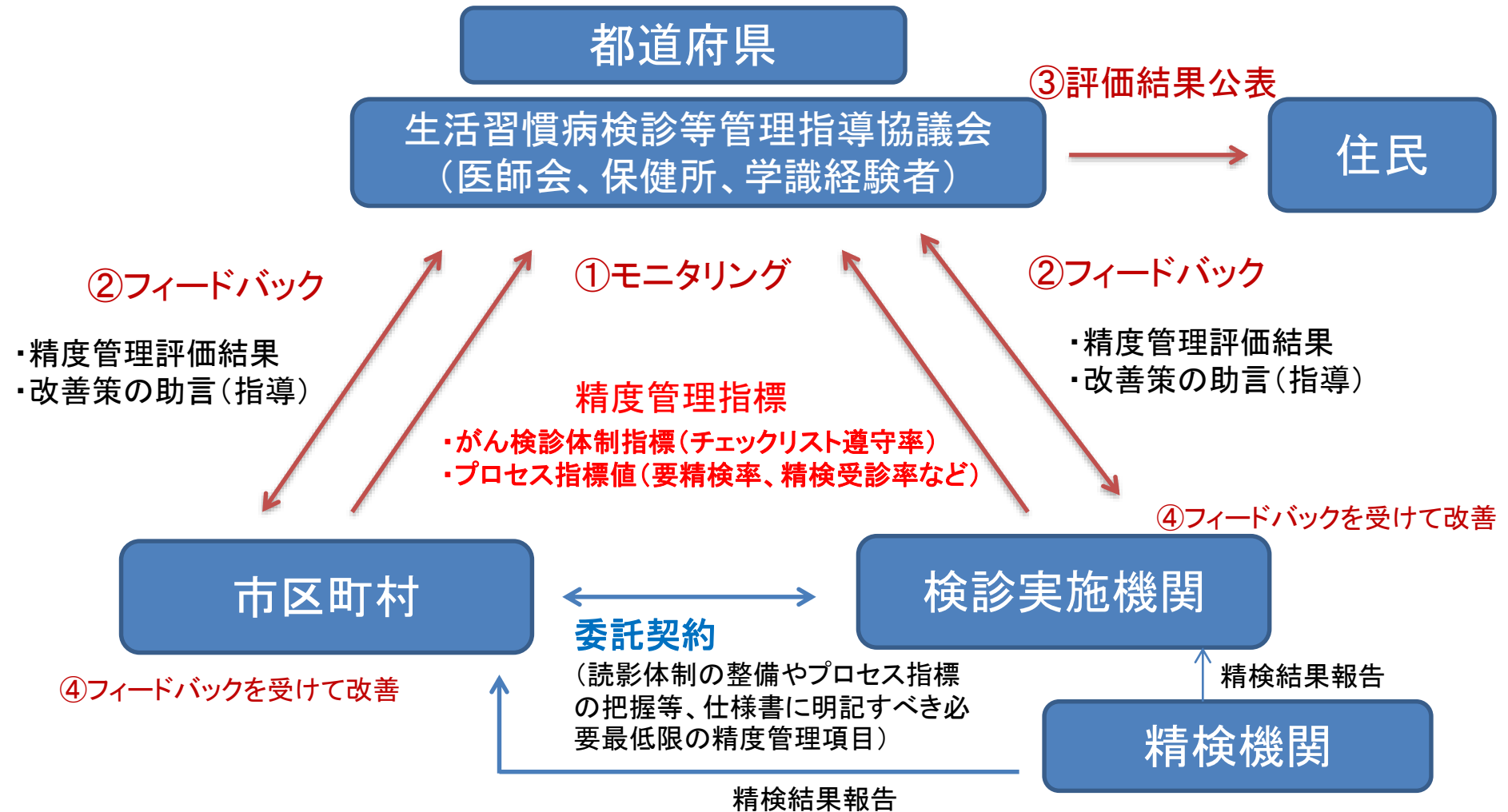
がん検診の受診率の推移



- 胃がん、肺がん、乳がん、大腸がんは40歳～69歳、子宮がん(子宮頸がん)は20歳～69歳。
- 健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したものも含む。
- 平成28年調査は、熊本県を除いたデータである。

出典:2019年国民生活基礎調査

精度管理体制の全体像



出典:「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書に基づくイメージ

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、**郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)**とともに、**かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。**

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性

乳がん検診: 40～69歳の女性

胃がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40～69歳の男女

大腸がん検診: 40～69歳の男女



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

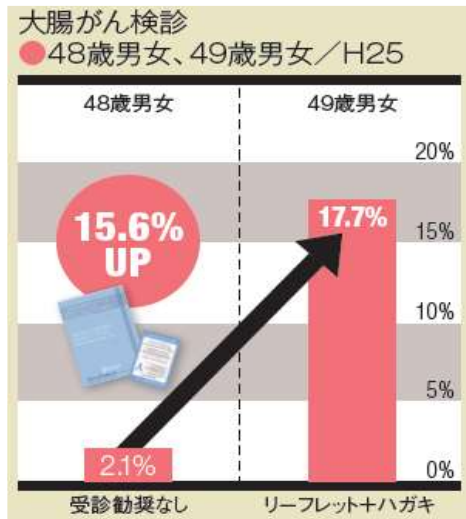
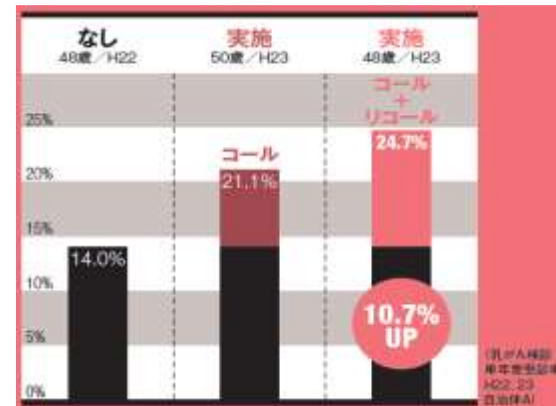
3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の**精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。**

実施主体: 市区町村

補助率: 1/2

(受診勧奨の効果の事例)



がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

受診率向上施策ハンドブック

ハンドブックの目的

＜受診率向上施策ハンドブック(第1版)(平成28年3月作成)のポイント＞

健康行動理論(※)に基づいて、がん検診対象者への「行動に至るきっかけの提供」を目的として、自治体の担当者の視点から「メッセージ(勧奨資材の内容)」、「仕組み(検診の方法・他者との連携)」及び「費用対効果(効率的な手法)」の3つの観点における好事例を紹介するもの。

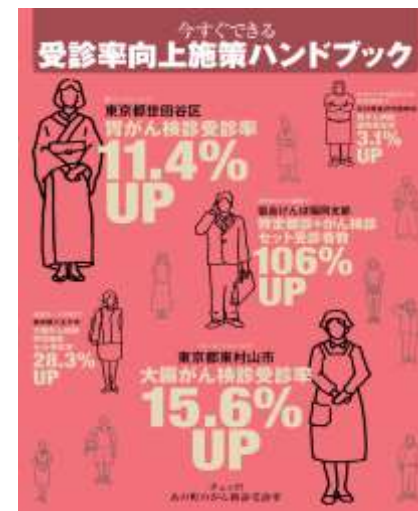
(※)健康行動理論:人の健康行動について態度や意思決定の観点から解明・説明する学問

＜受診率向上施策ハンドブック(第2版)(平成31年4月作成)のポイント＞

第1版に続き、がん検診受診の「行動に至るきっかけの提供」を目的として、より効果的な取り組みとして、行動経済学(※1)の研究者が提唱した「**ナッジ(nudge)理論(※2)**」に基づいた好事例を紹介するもの。

(※1)行動経済学:人間の行動を心理学、経済学の側面から研究する学問
(※2)nudge:(訳)そっと後押しする。対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する手法

(第1版)～チェック あの町のがん検診受診率～



(第2版)～明日から使えるナッジ理論～

